

上越市Web口座振替受付サービス導入業務に係る公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

上越市Web口座振替受付サービス導入業務

(2) 目的

本業務は、上越市（以下、「本市」という。）の税・公金の口座振替について、納付者等が金融機関等の窓口へ出向くことなく、インターネット上の外部受付サイトを利用して、パソコンやスマートフォン等からの申し込みを可能とする Web 口座振替受付サービスを導入することで、納付者等の利便性及び口座振替加入率の向上を図ることを目的とする。

(3) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日

令和 7 年 10 月 1 日からサービス開始予定

2 見積限度額

4,719,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※ 見積額には初期契約料、科目登録料、月額利用料（6 か月分「R7.10～R8.3」）を含めること。

3 選定方式

公募型プロポーザル方式

4 資格要件

次の掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 上越市物品入札参加資格者名簿に登録されている（若しくは契約締結時までに登録が予定されている）者であること
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 上越市の市税の納税義務を有するものにあつては、当該市税の未納がない者であること。

5 説明会

説明会は開催しない。

6 参加申込み及び提案資格の確認結果の通知

(1) 参加申込

別紙様式 1「参加申込書」を提出すること。

申込み期限：令和 7 年 5 月 16 日（金）17 時（必着）

申込み先：問合せ先に同じ

方法：持参、郵送、ファックス又は電子メール

※ファックス又は電子メールで提出後必ず担当者まで電話で連絡すること。

(2) 提案資格の確認結果の通知

参加申込をした者全員に対し、5 月 28 日（水）17 時までに提案資格の確認結果の通知（別紙様式 2）を書面で行う。

7 募集要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

期限：令和 7 年 5 月 23 日（金）17 時（下記のいずれの方法においても必着とする）

受付場所：問合せ先に同じ

方法：ファックス又は電子メール（様式任意）

※ファックス又は電子メールで提出後必ず担当者まで電話で連絡すること。

(2) 質問の回答について

回答日：順次回答を行う。（最終回答日：令和 7 年 6 月 2 日（月））

回答先：申込みのあった全参加者

方法：電子メール（質問内容及び回答についてはホームページにて公開）

※ただし、質問の内容によって事業者選定に公平性を保てない場合は回答しない。

8 企画提案書の作成要領

(1) 提出書類

項番	書類名	提出部数	様式
1	企画提案書（表紙）	1 部	別紙様式 3
2	企画提案書（紙）	10 部	任意様式
3	企画提案書（電子媒体）	1 部	任意様式
4	見積書	1 部	任意様式
5	維持管理費用（システム導入後、1 年間に係る費用 月額利用料を含む）	1 部	任意様式
6	会社概要	1 部	別紙様式 4
7	類似業務実績一覧表（実績がある場合のみ）	1 部	別紙様式 5
8	辞退書（応募後辞退の場合のみ）	1 部	別紙様式 7

(2) 提出書類の作成に係る留意事項

「上越市Web口座振替受付サービス導入業務仕様書」の内容を十分に理解し、以下の作成に係る留意事項を順守の上、提出書類を作成すること。

ア 提案書の表題は、「上越市Web口座振替受付サービス導入業務に関する提案書」とする。

イ 提案書には以下の項目について記載すること。なお、原則項目ごとのページ数の指定はないものとするが、下表の順番で記載すること。

- (ア) システム概要
- (イ) 画面展開
- (ウ) 入力作業の簡素化
- (エ) 誤入力を防ぐ仕組み
- (オ) 分かりやすい仕組み
- (カ) 入力フォームのカスタマイズ
- (キ) 入力規制、入力エラーの設定
- (ク) 口座振替受付結果の配信頻度（利用者への配信、自治体への配信 共に）
- (ケ) 口座振替受付結果の確認方法（利用者の確認、自治体の確認 共に）
- (コ) 利用者満足度等の測定方法
- (サ) システムの安全性
- (シ) サポート体制
- (ス) サービス開始後の変更に対する柔軟性
- (セ) その他（アピールポイント等）

ウ 作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）によるものとする。

エ 原則 A4 判（片面印刷）で表紙、裏表紙を除き 40 ページ以内とすること。また、本文下部にはページ数を付すほか、余白に会社名を表示すること。

オ 本文に A3 判以上の用紙を使用する場合は、A4 判の大きさに織り込むこととし、用紙の

大きさに応じて、A4判のページ数に換算し40ページ以内とすること。(例：A3判1ページは、A4判2ページ分)

カ 自由書式とし、文字サイズは12ポイント以上とすること。なお、図表は必ずしもこの限りではない。

キ 提案書の作成に当たっては、内容をわかりやすく簡潔な表現を用い、専門家でなくても理解できる記載とすること。

ク 見積書には総額及び内訳について記載すること。

ケ 参加者は、1つの提案しか行うことができない。

コ 提出期限以降の提案書の差替え又は再提出は認めない。

(3) 提出期限及び提出先

期 限：令和7年6月18日（水）17時（必着）

提出先：問合せ先に同じ

(4) 提出方法

ア 持参又は郵送とする。

イ 直接持参の場合は、土・日曜日、祝日を除く開庁日を受付日とする。

ウ 郵送の場合は、封筒の表に「上越市Web口座振替受付サービス導入業務提案書類在中」と朱書きし、一般書留により提出期限までに到着したものに限る。

9 審査

別紙「上越市Web口座振替受付サービス導入業務プロポーザル審査要領」に基づく

10 審査結果の通知

審査結果については、提案者それぞれに文書で通知する。

11 日程

募集公示	4月25日（金）
参加申込書提出期限	5月16日（金）17時
質疑提出期限	5月23日（金）17時
参加資格の審査・確認結果通知	5月28日（水）
質疑最終回答日	6月2日（月）
企画提案書提出期限	6月18日（水）17時
選定委員会（プレゼンテーション）	6月25日（水）
契約	7月（予定）
システム運用開始	10月1日から

12 契約の締結

市は、選定委員会が最も優れた提案を行った者であると決定した者と委託契約の締結交渉を行い、別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する（契約書の作成要）。ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。なお、契約保証金は免除とする。

また、最も優れた提案を行ったものと協議が整わない場合にあっては、次点者と協議の上、契約を締結する場合がある。

13 担当課（問合せ先）

〒943-8601

新潟県上越市木田1丁目1番3号

上越市財務部収納課収納管理係

電話番号 025-520-5654

FAX番号 025-526-6114

E-mail shuunou@city.joetsu.lg.jp

14 その他の留意事項

- (1) 本業務を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ承諾を得た場合にはこの限りではない。再委託を予定している場合は、再委託の理由、再委託先、再委託の内容、再委託先が取り扱う情報及び、再委託先に対する監督の方法等が分かる書類を提出すること（任意様式）。
- (2) 企画提案書等の作成等に要する経費及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等については、提案を行った者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける契約の相手方を決定すること以外の目的で使用しない。ただし、情報公開請求があった場合は、上越市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。
- (5) 企画提案書等の審査を行う際、必要な範囲において参加を表明した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (6) 提出された申込書、企画提案書等は返却しない。
- (7) 申込書の提出後に申込みを辞退する場合は、別紙様式7「参加申込辞退書」を提出すること。
- (8) 失格事項

次のいずれかに該当する者が行った提案は、失格となることがある。

ア 本募集要領に適合しない書類を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、または書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

ウ 期限後に企画提案書を提出した者

エ 見積書の金額が、見積り限度額を超過したもの